



城西大学

合理的配慮 申請手続きのご案内

～障がいのある学生も安心して学ぶためのサポート案内～

学生に関する DEI 推進委員会

学生支援部 学生サービス課

2025 年1月発行



目 次

1 障がい学生支援について

- (1) 障がい学生支援基本方針
- (2) 合理的配慮について
- (3) 支援の流れ
- (4) 相談・申請方法について

2 障がいのある学生への支援に関する具体例

- (1) 視覚障がい
- (2) 聴覚障がい
- (3) 肢体不自由
- (4) 病弱・虚弱
- (5) 発達障がい
- (6) 精神障がい

3 資料のご案内

- (1) DEI 推進宣言・規程・ガイドラインについて
 - 「城西大学 DEI 推進宣言」
 - 「城西大学障がい学生支援に係る規程」
 - 「城西大学における障がいのある学生の支援に関するガイドライン」
- (2) 城西大学 坂戸キャンパス バリアフリーマップ

※ 城西大学では、「障害」の文字表記を「障がい」として統一しています。

1 障がい学生支援について

(1)障がい学生支援基本方針

城西大学では障がいなどの理由から、修学上様々な困難を抱える学生が他の学生と同様の環境で学べるよう、各学部・研究科や学内関係部署と連携して支援を実施しています。

基本理念

本学は、国際連合の「障害者の権利に関する条約」及び我が国の「障害者基本法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に則って、障がいを理由とする差別の解消に取り組むよう努め、障がいのあるなしによって分け隔てをすることなく、互いに人格と個性を尊重し合い学生の多様性を重んじる大学を目指します。

また、全教職員と学生は、障がいについて共に学び、障がいのある学生が他の学生と平等に教育を受け、教育・研究に参加する機会を確保し、彼らがその能力を最大限発揮できる環境を整えることに努めます。

基本方針

本学は、「城西大学・城西短期大学における障がいのある学生の支援に関するガイドライン」に従って、支援の指針となる基本方針を以下のように定める。

- (1)学生の個別の意志、選択、自己決定を尊重する。
- (2)支援の在り方を考えるにあたっては、学生本人を交えて(必要に応じて、父母等保証人又はそれに代わる支援者も同席して)話し合い、その支援ニーズを尊重する。
- (3)実施される支援については、学生本人に合理的な説明を行う。
- (4)全学の関係者が協力して支援を行う。
- (5)障がいのあるなしに関わらず、全学生に等しく教育・研究の機会を保障する。
- (6)個人情報の保護を徹底する。
- (7)支援の情報を学内外に向けて発信する。

(2)合理的配慮について

合理的配慮とは

大学等における合理的配慮とは、「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。

(文部科学省「令和6年3月障害のある学生の修学支援に関する検討会報告」第三次まとめより)

合理的配慮の内容決定の際の留意事項：教育の目的・内容・評価

合理的配慮の内容が妥当かどうかの判断基準として、教育に関する三つのポリシーや授業のシラバスに基づいて教育の目的・内容・評価の本質を変えないという事が原則である。

【三つのポリシーとシラバス】

ディプロマポリシー (学位授与の方針)	どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定めたもの。
カリキュラムポリシー (教育課程編成・実施の方針)	どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定めたもの。
アドミッションポリシー (入学者受入れの方針)	どのような入学者を受け入れるかを定めたもの。受け入れる学生に求める学修成果を示す。
シラバス(授業計画)	授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、評価基準を明記。

合理的配慮にあたらな可能性が高い配慮の具体例

- ・成績評価において、評価基準の変更を行ったり、合格基準を下げたりすること
- ・本来、授業において求められている教育目標を達成していないにもかかわらず合格とすること
- ・欠席した授業を出席扱いにすること
- ・配慮依頼文書配付前に遡って対応・配慮を求めること
- ・準備期間がない、または短い中での合理的配慮の調整、実施
- ・財政・財務状況計画を無視した短期間における改修工事实施の要望
- ・授業の進め方の変更を行うことで、他の受講生の学習機会が著しく損なわれること

(3)支援の流れ

Step ①	相談・問い合わせ 修学上の合理的配慮を希望する方は、学生支援部 学生サービス課にお問い合わせください。 合理的配慮について説明のうえ、「支援申請書」をお渡しします。
Step ②	支援申請 学生支援部 学生サービス課の窓口にて支援申請書、診断書(申請日より 3 か月以内に発行のもの) または障害者手帳のコピー等の根拠資料をご提出ください。 ※根拠資料の提出が難しい場合はご相談ください。 ※申請時の診断書で現在の状態が確認できない場合は、再度診断書の取得を求めることがあります。
Step ③	面談 提出された申請書をもとに本人から現在の状態や支援の希望等について伺い、 支援内容について本人、関係教職員、学生に関する DEI 推進委員で合理的配慮の検討・調整を行います。
Step ④	支援内容の調整 支援内容について関係教職員及び学生に関する DEI 推進委員会で合理的配慮の審議を行います。
Step ⑤	合意締結・支援開始 学生に関する DEI 推進委員会で支援内容を決定後、合意書に署名をいただき、支援が開始されます。
Step ⑥	支援内容の適宜見直し・調整 支援開始後も、必要に応じて学生に関する DEI 推進委員会にて支援内容の見直しや調整を行います。また、支援内容は学期ごとの申請となり学期ごとに支援継続の確認をいたします。

(4)相談・申請方法について

支援に関する相談を希望する学生へ

相談窓口は、学生支援部学生サービス課、保健センター、学生相談室、所属する学部・研究科の事務室、キャリアサポートセンターになります。

《学生支援部学生サービス課》

城西大学坂戸キャンパス(清光会館1階) TEL:049-271-7724

《保健センター・学生相談室》 健康に関すること・対人関係の悩みやメンタル等に関すること

城西大学坂戸キャンパス(清光会館1階) TEL:049-271-7725

《所属する学部・研究科の事務室》 履修登録や授業、単位に関すること

経済学部事務室	TEL:049-271-7727	現代政策学部事務室	TEL:049-271-8077
経営学部事務室	TEL:049-271-8006	理学部事務室	TEL:049-271-7728
薬学部事務室	TEL:049-271-7729	短期大学事務室	TEL:049-271-7730
別科事務室	TEL:049-271-7791		

《キャリアサポートセンター》 就職に関すること

キャリアサポートセンター TEL:049-271-7726

支援申請を希望する学生へ

学生支援部学生サービス課にお問い合わせください。申請後の流れや支援について説明のうえ、「支援申請書」をお渡しします。その後、支援申請書および根拠資料(診断書や障がい者手帳のコピー)を揃えて、学生サービス課に提出してください。提出後、面談の日時を設定します。※根拠資料の提出が難しい場合はご相談ください。

※支援内容によっては、申請から支援開始までに時間を多く要することがあります。

入学試験での配慮を希望する方へ

入学試験時における配慮については、入試課(TEL:049-271-7711)までお問い合わせ・ご相談ください。

2 障がいのある学生への支援に関する具体例

(1)視覚障がい

視覚障がいについて

- 盲:視覚による教育が不可能又は著しく困難で、主として触覚及び聴覚など、視覚以外の感覚を利用しての教育が必要な程度
- 弱視:視覚による教育は可能であるが、文字の拡大など教育上の配慮が必要な程度

視覚障がい学生への支援具体例

- ・教材の拡大
- ・入試時の別室受験、試験時間延長
- ・回答方法配慮
- ・教室内座席配慮
- ・講義に関する配慮(録音許可、板書撮影許可等)

(2)聴覚障がい

聴覚障がいについて

- 聾:両耳の聴力損失 60 デシベル以上、又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、又は著しく困難な程度
- 難聴:両耳の聴力損失 60 デシベル未満、又は補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度

聴覚障がい学生への支援具体例

- ・FM 補聴器/マイク使用
- ・教室内座席配慮
- ・読み上げソフト・音声認識ソフト使用
- ・講義に関する配慮(録音許可、板書撮影許可等)

(3) 肢体不自由

肢体不自由について

肢体不自由とは、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を表します。肢体不自由の程度は、一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるのか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行うことが必要です。

●肢体不自由

- ①生活や学習に関する動作の困難であること
- ②様々な身体部位における困難があること

肢体不自由学生への支援具体例

- ・入試時の別室受験
- ・授業や行事での座席の配慮
- ・自動車通学許可、専用駐車場など
- ・介助者の入校、入室の許可
- ・アクセスしやすい教室に変更
- ・教室移動時間がかかることへの理解
- ・車いすに適した机の配置や車いすスペースの確保
- ・保健センターでの休養提供

(4)病弱・虚弱

病弱・虚弱について

病弱・虚弱には、学校教育法施行令に定める病弱者や身体障害者福祉法の規定に基づく内部障がいに該当する疾患が含まれます。

●病弱者

- ①慢性の呼吸疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも
- ②身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

●内部障がい

身体障害者福祉法に定める①心臓機能障害、②腎臓機能障害、③呼吸器機能障害、④膀胱又は直腸の機能障害、⑤小腸機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、⑦肝臓機能障害の7つの種類をいいます。実際には上記の疾患以外にも、内臓の疾患による機能障がいも永続していて、社会生活あるいは家庭生活、さらに重症になれば日常生活に著しい制限をきたしている場合があります。

病弱・虚弱学生への支援具体例

- ・入試時の別室受験
- ・授業や行事での座席の配慮
- ・出席に関する配慮(通院のため)
- ・授業中の服薬などの許可
- ・保健センターでの休養提供
- ・可能な場合に限り保健センターでの薬剤保管

(5)発達障がい

発達障がいについて

本人の努力や養育環境とは関係なく、中枢神経系の機能の偏りなどにより生来的に認知や行動の発達が通常と異なる点があります。コミュニケーションや対人関係、学習面などで困ることがありますが、個人差が大きく、外見からは分かりづらい障がいです。

(主な発達障がい)

●自閉スペクトラム症(ASD)

社会的コミュニケーションや対人交流に特性が現れ、困難や問題が生じることがあります。行動や興味は限定されが

ちで、臨機応変に対応することが苦手な場合があります。

●注意欠如多動症(ADHD)

注意力、多動性、衝動性のコントロールに困難を抱えることがあります。注意力の持続や転換が難しく、学習面でも提出物の期限遅れや忘れ物などに困る場合があります。

●限局性学習症(SLD)

知的発達に遅れはないものの、「読む」「書く」「計算する」の特定の学習に困難があり、日常生活にも困ることがあります。

発達障がい学生への支援具体例

- ・入試時の別室受験
- ・授業や行事での座席の配慮
- ・履修登録支援
- ・文書や資料はUDフォントを使用
- ・授業資料や伝達事項など、文書(デジタルも含む)での伝達や確認
- ・PCやタブレットの使用許可
- ・就労支援機関や障がい者雇用に関する情報提供

(6)精神障がい

精神障がいについて

精神面、身体面、行動面に様々な変化が現れます。環境変化やストレスなど複合的な要因が契機となって発症することがあり、同じ病気でも経過によって症状が異なるため、主治医のもと医学的な治療が必要です。

(主な精神障がい)

●統合失調症

知覚や思考のまとまりに不調が生じ、強い焦燥感が生じたり、情緒面が不安定になったり、意欲や能動性が低下したりすることがあります。

●気分障がい(うつ病、双極性障がい(躁うつ病))

一日中気分が落ち込んでいる、何をしても楽しめない、食欲がない、眠れないなど抑うつを伴う症状が持続したり、躁状態を伴ったりする場合があります。

●高次脳機能障がい

事故や脳血管の病気により後遺症がある状態で、記憶・注意・遂行機能・社会的行動などの困難を伴うことがあります。

精神障がい学生への支援具体例

- ・入試時の別室受験
- ・授業時間中の服薬許可
- ・授業や行事での座席の配慮
- ・PCやタブレットの使用許可
- ・欠席時の授業資料配布、代替課題の検討
- ・授業中の指名や発表方法の配慮
- ・就労支援機関や障がい者雇用に関する情報提供

3 資料のご案内

- 

(2)城西大学 坂戸キャンパス バリアフリーマップ



城西大学 学生に関する DEI 推進委員会
学生支援部学生サービス課